

## 亶理町民間事業者提案制度実施要項

### 1. 趣旨

亶理町が抱える行政課題は、人口減少・少子高齢化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化、インフラや公共施設の老朽化の顕在化などにより、これからますます多様化、高度化、複雑化していきます。限られた経営資源で将来にわたって、持続的かつ安定的に住民サービスの維持向上を図っていくためには、行政が主体となり課題を解決する従来の概念や手法にとらわれず、豊富な知見やリソースを有する企業・団体との協働を推進し、民間と行政が、それぞれの長所を活かし、対等な立場で課題解決を行っていくことが必要不可欠になっています。

本町の民間事業者提案制度（以下「民間提案制度」という。）は、より効果的・効率的な行政経営による財源の確保、財政負担の軽減を図りながら、豊富な知見やリソースを有する民間事業者の提案を受け付け、事業化を行うことで、官民連携を積極的に進め、行政だけでは解決ができなかった行政課題の解決や、住民サービスの向上を図るものです。

### 2. 制度概要

本町の民間提案制度は、民間事業者から住民サービスの向上、行政課題の解決及び公共施設マネジメントに貢献する提案を求め、採用された提案者との協議を経て、事業化を図るものです。

また、事業化が決定した際には、採用された提案者との随意契約を前提としています。

ただし、協議が成立した場合でも、予算案件が議会で承認されない等の事由により、事業が実施できなくなった場合には、本件は事業化されません。

### 3. 提案募集の対象

#### (1) 提案募集の対象

提案募集の対象となるのは、本町が策定した構想「WATARI TOWN BAY AREA CONCEPT」を具現化する提案です。

#### (2) 提案条件

①原則として町にとって、新たな財政支出または維持経費の増加を伴わないこと。

※ただし、提案事業を実施した結果、本町に大きな財政効果や住民サービスの向上の実現が見込まれる事業については、本町の新たな財政支出を排除するものではありません。

②次に挙げるものを資金調達の手段とする場合には、算出方法及び金額をできる限り具体的に明記すること。

ア現行予算の流用

イ国・県等からの補助金・交付金

ウ企業版ふるさと納税

エ企業等の寄附

③行政経営の効率化、または住民サービスの向上のいずれかの効果があること

④法令により、町がすべき事業とされていないこと

#### 4. 提案者の資格要件等

##### (1) 参加者の条件

- ①民間提案制度により提案を行う者（以下「提案者」といいます。）は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間事業者（営利を目的として活動する企業や団体等。ジョイントベンチャーやコンソーシアムによる場合も含む。）とします。
- ②提案者は、本町及び必要に応じて施設管理者・指定管理者等との協議・調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。
- ③グループ（複数の企業・団体等の共同体）で提案する場合には、1者を代表者として選出したうえで提案者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。その場合は、代表者がグループを代表して参加手続きを行うものとします。  
※構成員に変更が生じた場合は速やかに町へ報告するものとします。

##### (2) 提案者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当する者
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- ③巨理町暴力団等排除措置要綱の別表各項に掲げる措置要件に該当する者
- ④巨理町入札参加業者指名停止要領に基づく指名停止中の者
- ⑤国税及び地方税を完納していない者

#### 5. スケジュール

内容	日程
公募開始	令和3年1月25日（月）
相談等の受付	令和3年1月25日（月） ～令和3年2月5日（金）
相談等の期間	令和3年1月27日（水） ～令和3年2月12日（金）
提案書の受付期間	令和3年2月15日（月） ～令和3年2月22日（月）
提案審査	令和3年2月26日（金）
審査結果の通知、公表	令和3年3月上旬
詳細協議開始	令和3年3月
契約の締結	詳細協議が調ったのち

## 6. 提案の募集方法等

### (1) 提出書類の種類

提案者が提出する書類及び提出部数は次のとおりです。

- ①誓約書（様式第1号） 1部
  - ②提案書（様式第2号） 1部
  - ③見積書（任意様式：内訳がわかるもの） 1部
  - ④資金調達の手段、金額が分かる資料（任意様式） 1部
- [グループで提案する場合]
- ⑤構成員一覧（様式第3号） 1部

上記の紙原本以外に、提出内容と同じ内容のデータファイルを CD-R 等で提出してください。

### (2) 提出書類の受付

- ①提案者は（1）の提出書類を作成し、受付期間内に商工観光課へ提出することとします。
- ②提出書類の受付期間は、令和3年2月15日（月）から2月22日（月）までとします。また、受付時間は、亘理町役場開庁日（平日）の午前9時から午後5時までとします。
- ③提出方法は、郵送又は持参とします。（郵送の場合は、提出書類の受付期間最終日必着とします。）

## 7. 応募に関する留意事項

### (1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。

### (2) 提出書類の取扱い・著作権等

- ①提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- ②提案者の提出書類については、提案の審査のみに使用します。  
提案者の承諾なく、それ以外の目的で提案者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。
- ③提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った提案者が負うものとします。
- ④本事業に係る情報公開請求があった場合には、亘理町情報公開条例第12条に定める非公開情報（法人等の正当な利益を害するおそれがある情報）が記載している部分を除き、原則公開します。

### (3) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。

### (4) 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②審査の公平性に影響を与える行為があった場合

## 8. 相談及び現地調査

### (1) 相談及び現地調査

提案の検討にあたって、相談及び現地調査を受け付けますので、希望する場合は、相談等申込書（様式第4号）に必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。

申込期間：令和3年1月25日（月）から2月5日（金）まで

相談期間：令和3年1月27日（水）から2月12日（金）まで

### (2) 提出先

亘理町商工観光課

MAIL：s-kankou1●town.watari.miyagi.jp

※送信の際は●を@に変えてください。

### (3) 留意事項

- ①相談は町と提案者で個別に非公開で行います。
- ②町が主体的にアイデアを出すことはありません。
- ③相談の有無は提案審査に影響しません。
- ④相談件数等を町ホームページで公表します。なお、提案者名や相談内容等の情報は公表しません。

## 9. 審査（協議対象の選定）

提出された企画提案書は、住民サービスの向上や地域経済の活性化、事業の実現性などの視点によりプレゼンテーション審査し提案の採否を決めます。提案の採否は事業化に向けた詳細協議を行うか否かを決めるもので、事業化を決定するものではありません。

### (1) 企画提案書に関するプレゼンテーション

- ①日時 令和3年2月26日（金）午前10時から午後5時までの間
- ②場所 亘理町役場1階小会議室
- ③選定 審査委員会による選定
- ④時間 1提案あたりプレゼンテーション30分以内、質疑応答10分
- ⑤内容 企画提案書に基づくプレゼンテーション
- ⑥留意点 出席者は3名までとします。

※スクリーン、プロジェクター、電源コードリール1本は本町で用意しますが、その他必要な物は提案事業者で用意してください。

### (2) 採用となった提案

審査の結果、採用となった提案については、事業化に向けた詳細協議対象案件とし、提案した事業者を交渉権者とします。審査（採否）の区分は、次のとおりとします。

- ①採用（一部採用含む）：協議対象提案として事業化に向けて協議を行うもの。
- ②不採用：事業化に適さないと判断されたもの、現時点では実現が困難なもの、民間提案制度によって事業者を選出することが不相当と判断されたもの等。

### (3) 審査結果の通知・公表

提案審査の結果は、提案者に対して文書で通知します。また、採用（協議対象提案）となった案件については、「案件名・提案事業者名・提案概要」を町ホームページで公表します。なお、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けません。

#### (4) 追加書類の提出

採用（一部採用）となった案件を提案した者（交渉権者）で入札参加資格を有しないものは、登録手続きに必要な書類を提出することとします。

### 10. 協議

#### (1) 事業化に向けた協議

交渉権者と本町は、提案内容を基に事業化に向けた詳細を協議します（協議が整わない場合は事業化を見送ることになります）。

詳細協議し、町の事業として立案した書類の著作権は、町に帰属します。

#### (2) 協議に関する留意事項

①協議は、原則として交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は交渉権者の負担とします。

②協議が整わなかった場合（合意に至らなかった場合）でも、交渉権者が協議過程において負担した費用やリスク等について、町は責任を負いません。

③交渉権者との協議が成立した場合においても、予算案件等が議会で承認されない等の理由により、提案の事業が実施できなくなった場合には、本件は事業化されません。

ただし、当該事業が実施できなくなった事由が解決したときは、交渉権者と本町と協議の上、事業化を図ります。

④交渉権者は、町が事業化の検討における提出書類の利用、事業名称や概略等の公表に同意することとします。ただし、巨理町情報公開条例第12条に定める非公開情報（法人等の正当な利益を害するおそれがある情報）が記載している部分は除きます。

⑤事業概要や協議経過等については、必要に応じて議会等へ報告することがあります。

ただし、巨理町情報公開条例第12条に定める非公開情報（法人等の正当な利益を害するおそれがある情報）が記載している部分については報告の対象としません。

⑥交渉権者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本町に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとし、

⑦巨理町情報公開条例に基づく情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。ただし、同条例第12条に定める非公開情報（法人等の正当な利益を害するおそれがある情報）が記載している部分は除きます。

⑧交渉権者が次のいずれかに該当する場合は失格とし、協議不成立または契約解除とします。

ア本要項に定める手続きを遵守しない場合

イ提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ公正な審査について影響を与える行為があった場合

### 11. 契約、事業実施

#### (1) 契約締結

交渉権者と本町は、協議成立後、提案事業の実施について随意契約を締結します。

(2) 契約の時期

交渉権者と本町は、次に定める時点において契約を締結します。

①予算措置が不要な場合は、協議が成立した時点

②予算措置が必要な場合は、予算措置が成立した時点

(3) 事業実施

契約締結後、交渉権者は責任をもって提案内容（当該事業）を履行することとします。

12. 問い合わせ先

亶理町商工観光課 観光推進班

〒989-2393 宮城県亶理郡亶理町悠里 1

TEL：0223-34-0513

FAX：0223-32-1433

MAIL：s-kankou1●town.watari.miyagi.jp

※送信の際は●を@に変えてください。